

郡山女子大学短期大学部学則

郡山女子大学短期大学部学則

第一章 総 則

第一条 本短期大学部は、高等学校の教育の基礎の上に二年の実際的な専門的職業に重きをおく大学教育を施し、人間の平等的価値を基として人間性の高揚を図り、女性の自主独立の精神を培い、さらに文化国家、協力社会の形成と世界平和の確立とに貢献し、もって人類の福祉を増進しようとする人物を育成することを目的とする。

第二条 本短期大学部は、郡山女子大学短期大学部（以下「本学」という。）と称する。

第二条の二 本学は、学校法人郡山開成学園が設置する。

第三条 本学の位置は、福島県郡山市開成三丁目二十五番二号に置く。

第三条の二 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第三条の三 本学は、前条第一項に規定する自己点検・評価に加え、その教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるとする。

2 前項の認証評価に関する規則等は、別に定める。

第三条の四 本学は、教育研究活動状況の情報を広く提供するものとする。

第二章 学科、修業年限及び学生定員

第四条 本学に、次の学科を置く。

健康栄養学科

幼児教育学科

音楽科

地域創成学科

2 前項の学科における人材育成上の目的及び教育研究上の目的は、次に掲げるものとする。

一 健康栄養学科においては、国民の健康の保持増進に貢献できる人材を養成するため、食と栄養に関する理論と技術の教授

により専門知識及び実践力を涵養すると共に、期待される社会人となれるよう人間性を育て、知性及び感性の向上を目指し、健康で豊かな生活を営むことのできる人間の育成を進めるものとする。

二 幼児教育学科においては、子どもの健全な発育発達を援助できる人材を養成するため、保育に関する専門知識と技術を培うとともに、柔軟な指導力及び豊かな感性と幅広い教養を養うものとする。

三 音楽科においては、音楽芸術の発展に貢献できる人材及び医療福祉分野で活躍できる人材を養成するため、音楽の持つ力の可能性を探究するとともに、演奏技術力及び創作手段能力を養うものとする。

四 地域創成学科においては、変化する地域社会において、創造的継続的に貢献できる人材を育成するため、文化・歴史・芸術・情報の分野を中心に双方向、参画型の能動的学修を通して主体性を高めながら、深い教養と総合的な人間性を養うものとする。

第五條 本学の修業年限は、二年とする。

2 在学年数は、四年を超えることはできない。ただし、第二十条第一項の規定により入学した学生は、同条第二項により定められた年数の二倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第五條の二 学生の定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
健康栄養学科	七〇人	一四〇人
幼児教育学科	一四〇人	二八〇人
音楽科	三〇人	六〇人
地域創成学科	八〇人	一六〇人

第三章 学期及び休業日

第六條 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 学年は二期に分け、二年間を通して次の四学期に区分する。

I 期 一年次の四月一日から九月三十日まで

II 期 一年次の十月一日から翌年三月三十一日まで

III 期 二年次の四月一日から九月三十日まで

IV 期 二年次の十月一日から翌年三月三十一日まで

第七條 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日。
- 三 創立記念日 四月二十二日
- 四 春季休業
- 五 夏季休業
- 六 冬季休業
- 七 学年末休業
- 2 前項第四号から第七号の休業期間については、毎年度当初に定める学事日程によるものとする。
- 3 授業回数及び実習日数の確保が必要がある場合、学長は前項の休業日を変更しそれらを行うことができる。
- 4 第一項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第四章 教育課程及び履修方法等

第八條 授業科目は、健康栄養学科、幼児教育学科、音楽科においては、共通基礎科目、専門科目及び各種資格等取得の為の課程に関する科目に、地域創成学科においては、地域創成学科生活基礎科目、地域創成学科共通専門科目、地域創成学基礎、地域創成学探究、図書館学関係、博物館学関係（以下「地域創成学科の教育課程」と言う。）及び卒業研究（論文もしくは制作）に区分する。

第八條の二 各種資格等取得の為の課程に関する科目は、その専門性に応じ、専門科目とすることができる。

第九條 各学科の授業科目及び単位数は、別表一のとおりとする。

- 2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
 - 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって一単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業時間については、本学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。
 - 三 一の授業について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに依り、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって一単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第九條の二 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第九条の三 各授業科目の授業は、十五週にわたる期間を単位として行う。

第九条の四 学生は、学年の始め又は学期の始めに、その学年又はその学期において履修する授業科目を登録しなければならない。

2 一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限については、別に定める。

第十条 本学を卒業するためには、健康栄養学科、幼児教育学科、音楽科においては、共通基礎科目十二単位以上、専門科目五十単位以上、計六十二単位以上を、地域創成学科においては、地域創成学科の教育課程から六十二単位以上を修得しなければならない。

2 教育職員免許状を得ようとする者は、前項に定める単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

3 健康栄養学科において栄養士の免許証を得ようとする者は、第一項に規定するものの中で、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に基づいて本学が定める単位を修得しなければならない。

4 健康栄養学科においてフードスペシャリストの資格を得ようとする者は、第一項に規定するものの中で、本学所定のフードスペシャリスト課程を履修しなければならない。

5 幼児教育学科において保育士の資格を得ようとする者は、第一項に規定するものの中で、児童福祉法施行規則に基づいて本学が定める単位を修得しなければならない。

6 音楽科において音楽療法士（2種）の称号を得ようとする者は、第一項に規定するものほか、本学所定の音楽療法士課程を履修しなければならない。

7 地域創成学科において学芸員補の任用資格を得ようとする者は、第一項に規定するものの中で、本学所定の学芸員課程を履修しなければならない。

8 地域創成学科において司書の資格を得ようとする者は、第一項に規定するものの中で、本学所定の司書課程を履修しなければならない。

第十条の二 各学科において取得できる教育職員免許状の種類及び教科並びに資格は、次のとおりとする。

学 科	教員免許状の種類 〔教科〕	資 格 の 種 類
健康栄養学科		栄養士、フードスペシャリスト認定試験受験資格
幼児教育学科	幼稚園教諭二種免許状	保育士
音楽科		音楽療法士（2種）
地域創成学科		学芸員補（任用資格）、司書、情報処理士N、 社会福祉主事（任用資格）

第十一條 単位の認定は、次のとおりとする。

一 授業科目を履修した学生に対しては試験を行い、その成績の評価において単位を認定する。試験は筆記試験及び実技のほか、レポートをもって代えることができる。ただし、実験、実習等の授業科目については、平常の学修成果をもって評価することができる。

二 成績の評価は、次の「成績評価基準」により行うものとし、六〇点以上のものについて単位を認定する。
 「成績評価基準」

評価区分	評価記号と評価内容
一〇〇～九〇点	S…特に優れた成績
八九～八〇点	A…優れた成績
七九～七〇点	B…妥当な成績
六九～六〇点	C…合格に必要な最低限度を満たした成績
五九～〇点	F…合格に至らない成績
N…認定のみ科目（GPの対象とせず）	

三 授業科目のうち、芸術鑑賞講座・教養講座については、受講レポートの提出をもって所定の単位を修得したものとみなす。ただし、成績の評価は行わない。

四 履修科目として登録していない授業科目については、単位を認定することができない。

五 第二号で定める「成績評価基準」におけるGPについては別に定める。

2 一の授業科目の出席時数が授業時数の三分の二に満たない場合は、その科目の定期試験を受験することができない。

3 当該学期の授業料及びその他の納付金が未納の者は、原則としてその学期の定期試験を受験することができない。

4 正当な理由又はやむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者に対して追試験を行うことがある。また、定期試験の成績が、単位認定の評価に達しなかった卒業要件の必修科目については、再試験を行うことがある。

第十二條 本学は、教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、三十単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

第十三條 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせ

第十四条

て三十単位を超えないものとする。

本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第四十二条第一項の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条第一項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第十二条第一項及び前条第一項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、三十単位を超えないものとする。この場合において、第十二条第二項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、四十五単位を超えないものとする。

第五章 卒業

第十五条

本学に二年以上在学し、第十条第一項に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 本学を卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。

3 前項の短期大学士に付記する事項については、別に定める。

第六章 入学、退学、休学、復学、転科、転学、留学及び再入学

第十六条

入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

第十七条

本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

三 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣が指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

八 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達した者

第十七条の二 本学に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び所定の書類を添えて提出しなければならない。

第十八条 前条による入学志願手続を行なった者に対しては、別に定めるところにより入学者選抜を行い、その可否は教授会の議を経て学長が定める。

第十九条 前条の選抜結果により合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに所定の納付金を納入し、保証人連署の誓約書その他の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第二十条 本学を中途退学した者が再入学を志願するときは、選考の上、教授会の議を経て学長が再入学を許可することができる。

2 前項の規定により再入学を許可された者の入学年次、既に履修した授業科目及び修得単位の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第二十一条 学生の保証人は父母又は近親者とする。ただし、これによりがたい場合は、独立の生計を営む成年者とすることができる。保証人は、その学生の在学中の身上に関する一切の事項について責任を負うものとする。

第二十二条 学生が疾病その他やむを得ない事由により三ヶ月以上欠席しようとするときは、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は一年を限度とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長に願い出て休学期間を延長することができる。

第二十三条 休学期間は在学年数に通算しない。

第二十三条の二 休学の理由が解消したときは、保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

第二十三条の三 学生が在学中に正当な理由により転科を希望する場合には、教授会の議を経て学長が許可することができる。ただし、学年の途中での転科は認めない。

第二十三条の四 本学から他の大学へ転学を志望する学生で、正当な理由があると認められる場合には、教授会の議を経て学長が許可することができる。

第二十三条の五 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学における学修のために留学することを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学する期間は、一年を限度とする。

3 留学期間は、第十五条に定める在学期間を含めることができる。

4 前項までのほか、留学について必要な事項は、学長の定めるところによる。

第二十四条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出しなければならない。

第七章 賞 罰

第二十五条 次の各号の一に該当する学生に対し、教授会の議を経て学長が賞することがある。

- 一 学業が特に優秀な者又は品質高潔であつて、全学生の模範と認められる者
- 二 個性を十分に發揮し、その特質をもつて顕著な功績を上げた者

第二十六条 学生が本学則に背き、学生としての本分に反した行為と認められるときは、教授会の議を経て学長が懲戒することがある。

2 懲戒は、訓告・停学及び退学とする。

第二十七条 前条第二項の退学処分は、次の各号の一に該当した者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第八章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金

第二十八条 入学検定料、入学金及び授業料の金額は、別表三のとおりとする。

第二十九条 授業料は、年額の二分の一ずつを二期に分けて、その期に示す期日までに納入しなければならない。

第三十条 教育充実費及びその他の納付金の金額は別に定めるものとし、授業料納入の際に納入するものとする。

第三十条の二 第十条の二に規定する教員免許状及び各資格の取得を希望する者は、入学後所定の時期にそれぞれの履修費を納入しなければならない。

第三十一条 休学期間中の授業料及びその他の納付金は、徴収しない。ただし、学期の途中で休学又は復学する者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第三十一条の二 第二十三条の五第一項の規定により留学を許可された者の留学期間中の授業料及びその他の納付金は徴収しない。ただし、学期の途中で留学し又は留学を終えた者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第三十二条 既納の入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は返戻しない。ただし、本学が指定する期日までに入学辞退の意思表示をした者については、原則として学生が納付した授業料及び諸会費等を返還する。

第三十三条 在学中において授業料及びその他の納付金の金額が改訂されたときは、新たに定められた金額を納入しなければならない。

第三十四条 正当な理由なくして授業料及びその他の納付金を滞納し、督促してもなお納入する意思がないと認められた場合は、教授会の議

を経て学長が除籍する。

第九章 教職員組織

第三十五条

本学に学長、副学長を置く。学長に事故あるときは、副学長がその職務を代行する。

2 本学の教育研究上の目的を達成するため、専任の教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

3 本学の運営に関わる業務を処理するため、専任の事務職員を置く。

第十章 教授会

第三十六条

本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長及び専任教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めるときは、専任の准教授、講師若しくは職員を加えることができる。

第三十七条

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は前号に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べる事が出来る。

第十一章 教員の資格

第三十八条

教授、准教授、講師、助教及び助手の資格については、短期大学設置基準に基づいて本学が別に定める。

第三十九条

本学に図書館を置く。

第十二章 図書館及び併設学校

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第四十条

学校法人郡山開成学園は、本学のほか、次の学校を併設する。

- 一 郡山女子大学大学院
 - 二 郡山女子大学
 - 三 郡山女子大学附属高等学校
 - 四 郡山女子大学附属幼稚園
- 2 前項に掲げる学校の規則は、別に定める。
- 第四十一条 削除

第十三章 科目等履修生、委託生及び外国人留学生

第四十二条 本学の開設する授業科目のうち、一部の授業科目の履修を希望する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り、科目等履修生として学長が履修を許可することができる。

2 科目等履修生に対する単位の認定については第十一条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第四十三条 公共機関から、その所属職員の研修について本学に委託願い出があるときは、授業及び研究に支障のない限り、委託生として学長が入学を許可することができる。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

第四十四条 外国人で、本学に入学を志願する者については、教授会の議を経て、外国人留学生として学長が入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可される者は、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、当該外国公館の証明を有する者

3 第一項の規定により入学を志願する者に対しては、修学に必要な日本語、学力及びその他健康等について、別に定めるところにより選考を行う。

4 外国人留学生については、別段の定めのあるもののほか、本学則の各章を適用する。

第四十五条 削除

第四十六条 削除

第四十七条 削除

第十四章 公開講座

第四十八条 本学は、一般社会人等を対象に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する科目及び聴講料等については、その都度定める。

第十五章 学生組織

第四十九条 各学科のクラスごとに学生リーダーを置き、一週交代で全員が当たる。

2 クラスのリーダーは、クラス運営及び学内の美化等の環境整備活動を円滑に進めていくためにクラスを統率する。

第十六章 厚生施設

第五十条 本学に生活実習館を置き、これを家庭寮という。

2 家庭寮に関する規則は別に定める。

第五十一条 削除

第十七章 専攻科

第五十二条 本学に専攻科を設け、文化学専攻を置く。

第五十三条 前条の文化学専攻は、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」による認定専攻科として学士への途を拓き、社会教育の

充実発展に貢献できる人材を養成するため、短期大学部文化学科における専門教養の基礎のうえに、さらに、その学識を深め、

専攻分野の研究能力を培うものとする。

第五十四条 専攻科の修業年限は二年とし、在学年数は四年を超えることはできない。

第五十五条 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
文化学専攻	一〇人	二〇人

第五十六条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 短期大学を卒業した者

- 二 高等専門学校を卒業した者
 - 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第百三十二条の規定により大学に編入することができる者
 - 四 外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者
 - 五 本学において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 第五十七条 専攻科の文化学専攻の授業科目及び単位数は、別表二のとおりとする。
- 第五十七条の二 専攻科の文化学専攻の授業科目及び単位数は、第五十七条に定めるもののほか、郡山女子大学家政学部並びに放送大学の科目の内、本学で定めるものとする。
- 第五十八条 専攻科における単位の認定は、第十一条の各号の定めによる。
- 第五十九条 専攻科の文化学専攻を修了するためには、一年以上在学し、必修科目八単位以上、選択必修科目四単位以上、選択科目五十単位以上、計六十二単位以上を修得しなければならない。
- 第六十条 専攻科において、教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、三十単位を超えない範囲で本専攻科において履修したものとみなして単位を認めることができる。
- 第六十一条 第五十九条に定める修了要件を満たした者については、修了証書を授与する。
- 第六十二条 入学検定料、入学金及び授業料の金額は、別表四のとおりとする。
- 2 本学の短期大学卒業者が専攻科に入学するときは、入学金の全額を免除する。
- 第六十三条 第一条、第四条、第五条、第五条の二、第八条、第九条第一項、第十条、第十条の二、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十七条、第二十三条の三、第二十八条、第三十条の二、第四十四条の規定は、専攻科の学生にこれを適用しない。

第十八章 雑 則

第六十四条 本学則の規定によりがたい事態が発生した場合、学長は本学則の運用を変更することができる。

附 則
(略)

附 則

本則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則

本則は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附 則

本則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則

本則は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則

本則は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、第十四条第一項第三号の規定は、昭和四十四年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、昭和五十年四月一日から施行する。別表により家政科第一部に関する部分を削除する。

附 則

この学則は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第七条別表家政科家政専攻の教育課程は、昭和五十年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、第七条別表の文化学科の教育課程、社会教育主事課程及び学芸員課程並びに第八条第五号、第六号の規定は昭和五十六年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第七条、第十四条の規定は昭和六十二年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第七条、第十四条の規定は昭和六十三年入学者より適用する。

附 則

この学則は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第十四条第一項第二号及び第三号の規定は平成元年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成二年四月一日から施行する。ただし、第七条（教育課程）及び第十四条第一項第三号（授業料）の規定は平成二年年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第二十七条（授業料）の規定は平成三年度入学生から適用する。

附 則

一 本学則は、平成四年四月一日から施行する。

二 第五条に規定に規定する学生定員は、平成十二年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻	平 成 四 年 度		平 成 五 年 度 ～ 平 成 十 一 年 度		平 成 十 二 年 度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
家 政 科 家 政 専 攻	八〇人	一三〇人	八〇人	一六〇人	五〇人	一三〇人
文 化 学 科	一〇〇人	一七五人	一〇〇人	二〇〇人	七五人	一七五人

附 則

一 本学則は、平成五年四月一日から施行する。

二 第五条に規定に規定する学生定員は、平成十二年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻	平 成 四 年 度		平 成 五 年 度 ～ 平 成 十 一 年 度		平 成 十 二 年 度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
家 政 科 家 政 専 攻	八〇人	一三〇人	八〇人	一六〇人	五〇人	一三〇人
文 化 学 科	一〇〇人	一七五人	一〇〇人	二〇〇人	七五人	一七五人

- 附 則**
- 一 本学則は、平成六年四月一日から施行する。
 - 二 第五条に規定に規定する学生定員は、平成十二年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻	入学定員	平成四年度	入学定員	平成五年度～平成十一年度	入学定員	平成十二年度
	収容定員		収容定員		収容定員	
家政科家政専攻	八〇人		一三〇人	八〇人	一六〇人	五〇人
文 化 学 科	一〇〇人		一七五人	一〇〇人	二〇〇人	七五人
						一七五人

- 附 則**
- 一 本学則は、平成七年四月一日から施行する。
 - 二 第五条に規定に規定する学生定員は、平成十二年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻	入学定員	平成四年度	入学定員	平成五年度～平成十一年度	入学定員	平成十二年度
	収容定員		収容定員		収容定員	
家政科家政専攻	八〇人		一三〇人	八〇人	一六〇人	五〇人
文 化 学 科	一〇〇人		一七五人	一〇〇人	二〇〇人	七五人
						一七五人

- 附 則**
- 一 本学則は、平成八年四月一日から施行する。
 - 二 第五条に規定に規定する学生定員は、平成十二年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻	入学定員	平成四年度	入学定員	平成五年度～平成十一年度	入学定員	平成十二年度
	収容定員		収容定員		収容定員	
家政科家政専攻	八〇人		一三〇人	八〇人	一六〇人	五〇人
文 化 学 科	一〇〇人		一七五人	一〇〇人	二〇〇人	七五人
						一七五人

- 附 則**
- 一 本学則は、平成九年四月一日から施行する。
 - 二 第五条に規定に規定する学生定員は、平成十二年度までの間は、次のとおりとする。

学科・専攻	平成四年度		平成五年度～平成十一年度		平成十二年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政科家政専攻	八〇人	一三〇人	八〇人	一六〇人	五〇人	一三〇人
文化学科	一〇〇人	一七五人	一〇〇人	二〇〇人	七五人	一七五人

- 附 則**
- 一 本学則は、平成十一年四月一日から施行する。
 - 二 第五条に規定に規定する学生定員は、平成十二年度までの間は、次のとおりとする。

学科・専攻	平成四年度		平成五年度～平成十一年度		平成十二年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政科家政専攻	八〇人	一三〇人	八〇人	一六〇人	五〇人	一三〇人
文化学科	一〇〇人	一七五人	一〇〇人	二〇〇人	七五人	一七五人

- 附 則**
- 一 本学則は、平成十二年四月一日から施行する。
 - 二 第五条の二に規定に規定する学生定員は、平成十二年度の家政科家政専攻及び文化学科の収容定員は、次のとおりとする。

学科・専攻	平成十二年度収容定員
家政科家政専攻	一五〇人
文化学科	一七五人

- 三 第五十五条の規定にかかわらず、平成十二年度の専攻科文化化学専攻の収容定員は、二〇人とする。

一 本学則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 二 本学則は平成十四年度入学生から適用するものとし、平成十三年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
- 三 第五条の二の規定にかかわらず、平成十四年度の家政科福祉情報専攻の収容定員は、七〇人とする。

附 則

- 一 本学則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 二 本学則は平成十六年度入学生から適用するものとし、平成十五年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
- 三 第五条の二の規定にかかわらず、平成十六年度の家政科食物栄養専攻の収容定員は二八〇人とする。

附 則

- 一 本学則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 二 第五条の二の規定にかかわらず、平成十七年度の文化学科の収容定員は一二五人とする。

附 則

一 本学則は、平成十八年三月一日から施行する。

附 則

一 本学則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 二 本学則中、第十条８及び第十条の二家政科福祉情報専攻資格の種類については、平成十八年度新入生から適用。

附 則

- 一 本学則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 二 本学則は平成二十年度入学生から適用するものとし、平成十九年度以前の入学生については従前の規定を準用する。

附 則

- 一 本学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 二 本学則は平成二十二年度入学生から適用するものとし、平成二十一年度以前の入学生については従前の規定を準用する。
- 三 第五条の二の規定にかかわらず、各学科専攻の収容定員は次のとおりとする。

学科・専攻	平成二十二年度		平成二十三年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政科 福祉情報専攻	四〇人	一〇〇人	四〇人	八〇人
家政科 食物栄養専攻	一二〇人	二五〇人	一二〇人	二四〇人
幼児教育学科	一四〇人	二九〇人	一四〇人	二八〇人
生活芸術科	二〇人	五〇人	二〇人	四〇人
音楽科	三〇人	八〇人	三〇人	六〇人
文化学科	四〇人	九〇人	四〇人	八〇人

附 則

- 一 本学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

- 二 本学則は平成二十五年度入学生から適用するものとし、平成二十四年度以前の入学生については従前の規定を準用する。
- 三 第五十五条の規定にかかわらず、専攻科の収容定員は次のとおりとする。

文 化 学 専 攻	専 攻 名	平成二十五年度		平成二十六年 度	
		入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
		一〇人	三〇人	一〇人	二〇人

附 則

- 一 本学則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 二 本学則は平成二十六年入学生から適用するものとし、平成二十五年度以前の入学生については従前の規定を準用する。

附 則

- 一 本学則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 二 本学則は平成二十七年入学生から適用するものとし、平成二十六年以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 二 本学則は平成二十八年入学生から適用するものとし、平成二十七年以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 二 本学則は平成二十九年入学生から適用するものとし、平成二十八年以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 二 本学則は平成三十年入学生から適用するものとし、平成二十九年以前の入学生については健康栄養学科の名称を除き従前の規定を適用する。

- 三 第五条の二の規定にかかわらず、各学科の収容定員は次のとおりとする。

学 科	平成三十年 度		平成三十一年 度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
健康栄養学 科	七〇人	一九〇人	七〇人	一四〇人
幼児教育学 科	一四〇人	二八〇人	一四〇人	二八〇人
音楽 科	三〇人	六〇人	三〇人	六〇人
地域創成学 科	八〇人	八〇人	八〇人	一六〇人

健康栄養学科平成三十年度の収容定員一九〇人は、平成二十九年度（名称・定員変更前）の入学定員二二〇人と平成三十年度（名称・定員変更後）の入学定員七〇人の和である。